

平成30年度第3回北杜市図書館協議会会議録

- (1) 会議名：平成30年度第3回北杜市図書館協議会
- (2) 開催日時：平成30年8月17日（金）午前10時～午前11時40分
- (3) 開催場所：北杜市金田一春彦記念図書館 SVホール
- (4) 出席者：協議会委員 柴山 裕子／堀内 直美／中山 洋美／
須田 由美子／金子 朋子／手塚 正子
事務局 坂本あけみ館長／深澤 寛美L・小野 まどか・櫻井 たけ子(総務担当)／進藤由美子(ながさか図書館)／高野裕子(金田一記念図書館)

- (5) 議題： (1) 北杜市図書館館内掲示物取扱基準の改定について
(2) その他

報告： (1) その他

- (6) 公開・非公開の別：公開
- (7) 該当なし
- (8) 傍聴人の数： 1人
- (9) 審議内容
署名委員を中山洋美委員・金子朋子委員と決めた。

議 題

- 1) 北杜市図書館館内掲示物取扱基準の改正について
事務局より資料の説明。

- ・前回の協議会での意見を受けて、改正案を修正した。

修正箇所

- *図書館では、さまざまな情報を集めて住民の方にお知らせするという姿勢を強調するため「また、住民の適切な判断材料を提供するため、政治的、社会的に対立する意見のある問題については、それぞれの立場の資料を収集するように努める。図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもっていようと、それを図書館が支持することを意味するものではない。」を基準案の冒頭に入れた。
- *「※2主義主張や誹謗中傷などは、申請者のモラル（道徳、倫理）に委ねるものとする。」は、あえて記載しないということで削除した。

*「1館内に掲示できないもの」の「⑤その他、館長が不適切と認めたもの」は、人事異動により館長が代われれば判断が代わる可能性がある。それは良くないことということで「⑤その他、館長は判断の必要が生じた場合は、教育委員会と協議する。」とした。

・欠席委員の掲示物取扱基準（案）の⑤について意見を報告。

委員：掲示物取扱基準の⑤「館長は」という主語はどうするか。

会長：⑤番で館長と教育委員会は同じ行政なので、基準が決まれば判断のところに協議会が入ってこなくなる。図書館協議会を加えて欲しい。

委員：判断の必要が生じた場合というのは、今回のような場合を言うのか。教育委員会と図書館が協議して決めれば、図書館協議会は入らないのか。

事務局：掲示を設置するかどうかは、図書館の中で判断する。取扱基準の①～④に含まれない場合は、図書館だけで判断するのではなく教育委員会にかける。掲示物を設置したが、これはふさわしくないという疑義が生じた場合、掲示物を一旦控える前に協議会にかけて意見を伺う。

会長：協議会にかける前に掲示物を引き上げたのが問題だった。クレームがあった場合は、まず協議会にかける。そして、協議会の結論を教育委員会にかける。館長が判断に迷うのは、稀なケースだと思う。設置前だと検閲になるかもしれない。

事務局：①～④に含まれない物もあるので、掲示するかしないかの判断は⑤を付け加える必要があると思う。先程と同じになるが、設置した物に対して疑義が生じた場合の判断は、ここに載せないで内規を作ってしっかり引き継いでいくのはどうか。

会長：運用基準を作っても、8図書館あるので、末端まで話しが伝わりきちんと対応ができればいいが。

部長：いろいろ審議いただいているので、口を挟むのはどうかと思うが。まず図書館協議会の立ち位置は、図書館法のなかで決められている。図書館協議会は運営に関し館長の諮問に応じ、図書館方針につき館長に対して意見を述べる機関である。北杜市の図書館条例のなかでは、この法に基づいて図書館協議会を教育委員会に置くとある。それで委員さんを教育委員会で任命させてもらっている。館長がいろいろ意見をいただく機関だと思っている。今回の掲示の部分に絞っていくと、掲示できない、掲示できるというのは今の規定では館長の判断は難しい。改正案として提示させていただいている①から④と⑤番の基準の主旨のところでは図書館はいろいろ情報を集める。政治的であったり、社会的に対する意見を含む物も集めるが、図書館がこれを支持するものではない。大きくとらえて、館長の判断というのは、かなり限られた部分になる。今回のケースで、ご迷惑をかけている方々のケースについては、基本受け入れていくんだということがこれで大きく広がっていく。この案件に関して言うと、「館長が判断の必要が生じた場合」の事例はかなり減ってくる。図書館の本来の目的は、資料を多く集めて利用者に提供してい

くという考えの基修正していると思っている。そういう意味で言うと①～④までは、よほどのケースがないと出てこないと思う。⑤は特異なケースである。基本は、手続きがあったり、チラシは集めていく。今回のように、ご迷惑をかけるケースは減ってくると思う。そういう意味で⑤は載せて、判断に困るので、教育委員会で判断してくれという場合は、かなり大きい問題だと思う。協議会で意見を伺いし、基準を見直さなければいけないのか、今の基準のなかでお断りする部分があるかもしれない。図書館法のなかで言っている組織のあり方、「館長が必要だと判断して協議会に相談すること」が前提にある。すべからくと言うと図書館の業務に支障が出てくる。そこら辺を解釈していただけていると思っている。

基本は、この改正をすることによって、より多くの資料を集めていく形ができる。今回のような見方で図書館に批判であったり、問い合わせが減ってくると思っている。

委員：掲示物を掲示する以前の掲示できない物をしている。今回のように掲示した後にトラブルがあったが、「5 掲示物の取り扱いについて」の「④基準に記載のない案件が発生した時は、その都度協議する。」とある。これは、掲示した後で案件が生じたということで一文入っているが、それが申請書に入っていない。

部長：掲示前の過程は、1番となり、5番は掲示後となる。掲示する前の段階で、取り扱いをどうするか議論していると思うが。掲示物を適とするか否で、そのなかで⑤があった場合は、すべからく協議会で協議し、教育委員会で判断するという議論をしていると思うが。

委員：はい、よくわかっています。ですから、掲示前には協議会はかかわらない。掲示後の物には協議する。そこで、その一文があるがという提案です。

会長：掲示前の1は文章の入れ替えがあったとしてもこのままで良くて、掲示後は協議をする。どこで協議するのか。掲示物を引き上げる前に協議をして欲しかった。

委員：その都度協議するとあるが。今、現在が5番の④をやっていると思う。

部長：④は図書館が責任を持って許可を出した後にその過程でトラブルがあったり発生した場合だ。今回のようなケースもあるし、掲示物にいたずらをされるなどいろいろあるかもしれない。その場合は図書館として許可を出した相手方と協議をする意味だと思う。

委員：そういう意味なんですか。

部長：一度許可を出したが何らかのトラブルが出て、許可を出した相手に対して、話しをしていかなければならない。今回のケースで言えば、「すみませんが、一度掲示をご遠慮いただき、控えさせていただく。」と話した部分が、これにあたると思う。

委員：その理解がそれぞれ違うと思う。

会長：協議会の委員とすれば、今回の場合に関して、掲示物を引き上げる前に話しをして欲しかった。特に問題だと思っていないから、皆さんからこういう意見が出る

のだと思う。このあいだ、資料の中で池田議員さんと共産党の掲示物を送っていただいた。これを読んで、皆さん不適切と思わなかったと思うが。先に、引き上げるのではなくて、協議をするので一旦お待ちくださいと相手方になぜ言えなかったのか。疑問に思う。

部長：今の件については、前回の会議で話しているので、ご理解いただいていると思っている。再度繰り返すのが適当かどうか。そういう意味で前回も話しを進めている。また、前回のスタートに戻ってしまっている。今までの基準では、市民の方からいただいた意見に対して図書館が回答できなかった。そういう意味で、市の図書館は市の教育委員会が運営している。そういう中で市の教育委員会として判断をさせていただいた。協議会の皆さんにご意見をいただくことは、ケースによっては必要だと思う。教育委員会として判断させていただくことがあることを、ご理解いただかねばならない。今回の判断については図書館と相談しながら、教育委員会として判断した。市民の方に疑義をいただいたということで、今後は疑義が生じないように改善していこうとご審議いただいている。前回も話しをさせてもらっている。前向きな改善をしていこうと思っている。

会長：皆さん納得していない。

委員：送られた資料を見てどこに問題があるのか理解できない。新聞折込等に入っていていつも拝見する物だ。協議会委員として、図書館の掲示物としてどこがふさわしくないのか思った。部長さんの話しを聞いていて、今までの議論は一体なんだったのかと思った。

会長：他の委員さんは、いかがでしたか。

委員：いろんな意見が広くあるということで読ませていただいた。議会だよりとか、いろいろな情報がある。そういうものの一つとして図書館に置いてもさしつかえないと思った。

会長：他にはどうですか。

委員：すぐに掲示物を下げたのはどうか。けれども今回決めたので次からは、大丈夫だと思う。部長さんが言ったように今後は問題が起きないと思う。「館長」が代わって問題があるならば、「館長」を入れないで「判断の必要が生じた場合は、教育委員会と協議する。」にしたらどうか。「館長」を入れると館長に責任を持たせすぎたり、矢面に立たせて可哀想な感じがする。

部長：図書館条例もわかりですが、図書館では「館長」に決裁権を持たせて日頃の事務行為はしているのだから「館長」許可が多い。「判断の必要が生じた場合は、教育委員会と協議する。」にすると「だれが」必要が生じるのか。必要が生じた場合の判断は「館長」になる。「館長」がなくても判断に困った場合、今回のようなケースがあった場合は、教育委員会に相談して、協議会で委員さん方の意見を聞きながら検討していこうと思っている。

委員：館長さんが判断に困ることがあったら、教育委員会に相談する前に協議会を開いて協議をする。図書館サイドが困ったら教育委員会に相談するというニュアンスにしたい。

部長：非常にありがたい意見だと思っているが、逆に言うと委員さん方に責任がのしかかる。委員さん方に意見をいただいて館長は、そこで止めたとするといろいろな部分が止まらなかった場合は、委員さん方の責任が重くなるので、申し訳ない。日本図書館協会の「公立図書館の任務と目標」の中で、「図書館法に基づいて公立図書館は、自治体が設置し、教育委員会が管理する。図書館サービスを実施することは、地方公共団体の責務である。」とある。置き換えると図書館は北杜市が設置し、教育委員会が所管する。いろいろな部分があった場合は、責任は教育委員会が補う。その過程において市民の声であったり、協議会に意見を聞きながら物事を判断していく。そういう中で市民に親しまれる図書館を作っていく上で意見を聞くとしたら、この協議会だと思う。さきほどの法律の中で、協議会に意見を聞けるのは「図書館長」ですと決まっている。どっちが先かの話しになるかと思うが、委員さんの話しによれば、教育委員会に相談する前に協議会に相談すれば意見を言ってあげられるという話しかと思っている。そこの部分で館長が判断する時には、われわれ行政組織となると館長にいつてしまう。そこをフォローするのが、教育委員会や北杜市職員になる。委員さん方の意見をしっかり聞かなければいけないが、判断する過程では聞きながらということになる。うまく説明できないが。

委員：館長さんが悩んだ時にで。

部長：悩んだ時以外にも、毎年数回の会議を開かせていただいて、どんなふうになれば図書館を市民に喜んで使っていただけるか、会議の中でいろいろなご意見を聞いたり、事務局から事業の報告をして意見をいただいていると思う。今後も引き続き良い関係の中でご協力をいただければと思っている。

会長：なかなか文章だと細かいニュアンスが伝わってこないもので、いろいろな問題が起きる。

部長：少なからず⑤番が入ったことで、館長は教育委員会に相談すれば、「協議会で委員さんの意見を聞いてみたら」という助言が一つのステップになる。今までは8項目だった。今日、例としてあげられている資料の中身がうんぬんということではない。この前の会議で説明させていただいたが、基準の中で8項目あった中で、相手方から、政治活動に関する物ではないか、誹謗中傷が若干入っているのでは、主義主張が書かれているのではと問い合わせをいただいた。市議の活動紙であれ、県議の活動紙であれ全くないとは言えない部分なので、今回の基準のなかで線を引いた部分が加わったことで、その部分がはっきりした。今回のような意見を言われることはない。今までは、これは主義主張ではないかと言われれば返す言葉

がなかった。出されている議員活動報告、活動紙は内容がうんぬんというのは、図書館が判断したものではない。基準に照らし合わせて、そういう内容があるのは事実なので、お返事ができなかった。ご迷惑をおかけしながらも委員さん方に意見をいただいている。取扱基準に日本図書館協会にある「図書館の任務」を入れて、政治的・思想的であっても資料として集めていき、広く利用者に利用してもらう。それに対して図書館は責任を持たない。はっきり書かしていただいたので、今の部分はなくなっていく。④番まで最低限の物は掲示していく。今後どんな不測の物が出るかわからないので、⑤で、館長は教育委員会と相談しながら、協議会の意見を聞く場を設ける。

会 長：「また、住民に適切な判断材料を提供するため、政治的、社会的に対立する意見のある問題については、それぞれの立場の資料を収集するよう努める。図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもっていようと、それを図書館が支持するものではない。」の出典を書いたほうがいい。「図書館の任務と目標No.39」がどこに書かれているか加えたほうが住民にわかりやすい。

部 長：「また」以降を鍵カッコで結んで、「するものではない。」で鍵カッコで結ぶ。鍵カッコの前に「日本図書館協会の公立図書館の責務と目標による」を入れたほうがいい。また、「日本図書館協会が示す住民に適切な」から「するものではない。」で出典の位置づけをする。

会 長：②の特定の思想又は宗教、政治に偏ったものが拡大解釈される可能性があるが。

部 長：今までは、「特定の政治団体の政治活動に関するもの」だった。政治活動であれば全て悪いと思われた。今回は、「特定の思想又は宗教、政治に偏ったもの」となったので狭義的になった。どんなものが該当するかと言うと難しい。①から④までは、山梨県立図書館の掲示できないものの基準に合わせたので、判断に困る事例が出た場合は、館長が県立図書館に相談できる。それを受けての協議会での相談に繋げていけると思う。

会 長：前回の資料で県内図書館の議員活動報告書等の取り扱いがある。県立図書館のところを見ると「規定はかなりゆるく運用する」とあり、「反社会的と言われる団体以外であれば受け付ける。ただし、選挙運動にあたるものは別」とあるので、この辺を守ってやってもらえば安心だ。問題は起きないと思う。他に意見は。

委 員：5の④の図書館と当事者が協議するという「基準に記載のない案件が発生した時は、その都度協議する。」が申請書の裏に一文が入っていない。意図があって抜けているのか。

事務局：④は落ちているのだと思います。

会 長：他に何か意見は。

委 員：前回の協議会で問題の掲示物が入っていなかった。今回のこの掲示物は、新聞折込に次の物がすでに入っていた。迅速に行う必要があると思う。今後、掲示物に

関して協議することがある場合、時間の短縮にも繋がると思うので資料に入れて欲しい。

委員：問題の掲示物が後から送られてきましたが、最初の会議の時にこの掲示物が配られて、新旧対象表と部長さんの説明があれば理解できた。どんな物かもわからないなかで、議論することが難しかった。部長さんの考えと図書館側の考えがなかなか伝わってこなかった。隠していたのではないと思うが、そんなに困った資料ではなく、この掲示物があれば議事がスムーズに進んだと思う。もしかしたら前回で決まっていたかもしれない。

部長：今の件については、こちらの判断が悪かったということになるが、基本的には配られた資料がうんぬんではない。たまたま置かれていた資料がこれだったということ。許可を出していた掲示物が2件あった。その資料は私のところには配られていない。市民の方からこれはだめだと言われた物ではない。たまたま許可を出していたのが2件あった。他は図書館が折込で集めていた。「市議会議員が置いている物は裏の項目に該当しないのか。」で、「だれだれの何々がいけない」という意見ではない。私のところには配られていないが、許可を出しているのが配られたお手元にあるもの。名指しで言われた訳ではなく、「市議会議員の活動紙はいいのか」と「誹謗・誹謗中傷が入っているが、裏面の基準と対比してこれはいいのか」という意見がきて、これに対してお答えができなかった。どういう意味でこれがくばられたか微妙だが。図書館が許可という行為をしていたものが、この2件だった。あとは許可ではなく資料として集めていたので図書館の判断で控えることができた。お一人と政治団体は許可という行為をもって置いていたので、図書館のほうから控えさせていただき連絡をとらせていただいた。例として配られたのがいかななものか。

委員：これがそうだと認識していない。こいうものだと。

部長：今日配られた資料はしかりだし、県議会議員さんの資料もしかりだ。前回の協議会で配った資料の一覧表で、他の図書館で若干差はあるが、他の団体の資料も掲示していますとあった。それも含めて一旦控えさせていただいて、疑義の生じない基準に見直していく。配られた資料をもってうんぬんではない。

委員：この2件しかないのは、おかしいと思った。審議をしていく上で、この資料はあくまで参考で、資料と今のような説明があれば良かったのではないか。議事がもっと速く進んだのでは。以前の基準は、協議会で審議したものだが、見直してみるとどうしてもひっかかる場所があると思った。今回このような内容になって、進歩した内容だと思う。自分達がもっと深く考えておけば良かったと反省する。今回、とてもいい方向に向かったと思う。

会長：他に意見がなければ、掲示物に関しては以上でよろしいでしょうか。

部長：お願いがあります。迷惑をかけている期間が発生しているので、8月24日の教

育委員会に改定を承認していただいて、28日の議会全員協議会で説明し、9月1日から取り扱いを改めて開始したい。今日、案の文面と⑤番に少し修正をいただいたので、お話しをいただいたものを了解という形で、この協議会としては承認をいただきながら、文面については、館長が会長さんと責任を持ってやりとりをして確認したのち教育委員会にかけて、議会に説明をしたい。この協議会では、ご理解いただけたということでご協力をお願いしたい。

会 長：ということで、よろしいでしょうか。

委 員：はい。

2) その他

- ・会長宛に手紙が来た。次年度の予算で考えていただきたい。「土曜ことば楽」の講師について金田一真澄先生が長野大学の学長になったので姉の田中美奈子さんに変わった。そのことを協議会で協議したとあるが、協議していない。予算のところで報告はあった。

事務局：図書館としては、報告としたが、決裁の過程で変わった。金田一真澄先生から姉の田中美奈子さんに変わる時、真澄先生から『来年はスケジュール的に厳しいので姉の田中美奈子さんにやってもらいたい』と、昨年の秋に要望があった。予算の作成が10月だったので協議会に諮る時間がなかったので、予算報告のなかで説明した。

会 長：「土曜ことば楽」のあり方も含めて検討する必要がある。図書館の予算が削られていく中でバランスを考えるとどうか。これだけあれば図書の購入にあてられるのでは。

委 員：これだけ特別というのは、どうか。市民のために説得力のあるやり方を考えたほうがいい。

事務局：金田一春彦先生関係の事業は、「土曜ことば楽」と「金田一春彦ことばの学校」の二つです。「土曜ことば楽」は金田一真澄先生が名誉館長になったことで始めた。たしかに他の市立図書館で名誉館長がいるところはあまりないが、県外からの利用者が定期的にあり効果はある。春彦先生から2万点に及ぶたくさんの資料をいただいている。その資料をいろいろな人に活用して欲しい。地域の皆さんと一緒に楽しく学んでいきたいという主旨から「土曜ことば楽」が始まった。「ことばの学校」は金田一春彦先生が方言学の権威者でもあったので、方言川柳を全国から募集してイベントを1日かけて行っている。補助金は40万円で、合併前は300万円あったと聞いている。市単の補助事業の予算はどんどん削られている。実行委員会の委員さん達が集めている協賛金が予算のウエートを占める部分が多い。田中美奈子さんには、月1回の実行委員会に出席してもらったり、シナリオ

を書いてもらっているが、交通費や謝礼を払っていない。ことばの学校で、川柳入賞者の副賞の辞書は金田一家から寄付してもらっている。イベントは金田一家の厚意によって成り立っている部分が多い。今後は、事業をどういう形にしていくか考えなければならない。「どうしてこの事業だけ手厚くする必要があるのか」という意見があれば事業を見直す必要があると思う。

会 長：意見が寄せられているので、考えたほうがいい。事業の洗い直しの必要もあるのでは。「土曜ことば楽」のあり方を考えたほうがいい。

委 員：「土曜ことば楽」が田中美奈子さんによって受け入れられない人もいると思う。金田一先生や家族によって、この図書館がどれくらい成り立っているか知っているが、状況が変わっているので、「土曜ことば楽」・「ことばの学校」は早い時期に見直す必要があると思う。

会 長：状況が変わってきているので、継続事業だからやっていくのではなく、こういう方針でやるということを考えてほうがいい。よろしくお願いします。

事務局：図書館職員の考えをまとめた上で、今後図書館協議会に諮りたいと思う。よろしくお願いします。

報 告

(1) その他

- ・平成29年度北杜市図書館事業報告書の配布
- ・今年度の図書館協議会は5回となる。
- ・第4回の図書館協議会で、来年度の「土曜ことば楽」について意見を伺う。

以上